

評価 (C) ↓ 改善 (A)	R6年度	評価 (C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】 ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について 児童発達支援事業（児童発達支援センターを含む）及び保育所等訪問支援の利用児童数と利用日数は概ね見込量を上回っており、一定の成果を得ていると考えます。 さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センターにおける中核機能強化加算や、保育所等訪問支援における関係機関連携加算等が新設され、地域全体の障害児支援体制の充実に繋がっていると考えます。 イ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について 居宅訪問型児童発達支援事業の利用児童数と利用日数より、一定の成果を得ていると考えます。 さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、居宅訪問型児童発達支援事業においても、強度行動障害児支援加算や多職種連携支援加算が新設され、重度心身障害のある子どもへの支援の充実に繋がっていると考えます。今後も引き続き、障害のある子どもに対するサービスの充実に努めていきます。 ウ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について 北九州地域医療的ケア児支援協議会を開催し、行政・医療・福祉間で医療的ケアを必要とする子どもに関する情報交換を行いました。 また、医療的ケアを必要とする在宅の子どもや家族を支援するため、介護負担軽減（レスパイト）のために利用した訪問看護費用の一部を助成しました。そして、総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを配置して相談対応等を実施するとともに、家族交流会を開催し、課題等のヒアリングや各支援機関との調整を行いました。 さらに、医療的ケアを必要とする子どもや家族が地域生活を送る上での課題の一つとなっている「災害時個別支援計画」を作成しました。現在も関係機関と連携して「災害時個別支援計画」の作成に取り組んでいます。 エ 保育所等における障害のある子どもの受け入れ 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っております、障害のある子どもの受け入れについては、引き続き、障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。 ・保育所等における障害児受入数（令和6年度） 148 施設 5,082 人（年間延べ人数） ・クラブにおける障害児受け入れ数（令和6年度） 94 クラブ 277 人
		協議会等意見 【評価等に対する意見】 特になし
		改善 (A) 【今後の取組等】 重症心身障害のある子どもを支援する障害児通所・入所支援事業所の確保や児童発達支援センターの適切な運営のため、事業所に対する助言を行います。 また、医療的ケア児支援では、北九州地域医療的ケア児支援協議会において議論を行いながら、引き続き、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。 医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児とその家族に対し、保健、医療、

			福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整して、紹介するとともに、関係機関とのつなぎを行っています。引き続き、医療的ケア児とその家族への支援を行うとともに、関係機関との連携にも努めます。 保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、引き続き全保育所で受け入れを行います。専門機関との連携を図り、障害のある子どもと保護者の支援の充実に努めます。保育所職員の資質向上のため、研修・公開保育などを行います。
評価(C) ↓ 改善(A)	R7年度	評価(C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】	ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について 児童発達支援事業（児童発達支援センターを含む）及び保育所等訪問支援の利用児童数と利用日数は概ね見込量を上回っており、一定の成果を得ていると考えます。今後も継続して適切な運営に努めていきます。 イ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について 居宅訪問型児童発達支援事業の利用児童数と利用日数は令和6年度に比べ減少していますが一定の成果を得ていると考えます。 さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、居宅訪問型児童発達支援事業においても、強度行動障害児支援加算や多職種連携支援加算が新設され、重度心身障害のある子どもへの支援の充実に繋がっていると考えます。今後も引き続き、障害のある子どもに対するサービスの充実に努めていきます。 ウ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について 北九州地域医療的ケア児支援協議会を開催し、行政・医療・福祉間で医療的ケアを必要とする子どもに関する情報交換を行いました。 また、医療的ケアを必要とする在宅の子どもや家族を支援するため、介護負担軽減（レスパイト）のために利用した訪問看護費用の一部を助成しました。そして、総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを配置して相談対応等を実施するとともに、家族交流会を開催し、課題等のヒアリングや各支援機関との調整を行いました。 さらに、医療的ケアを必要とする子どもや家族が地域生活を送る上での課題の一つとなっている「災害時個別支援計画」を作成しました。現在も関係機関と連携して「災害時個別支援計画」の作成に取り組んでいます。 エ 保育所等における障害のある子どもの受け入れ 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っている、障害のある子どもの受け入れについては、引き続き、障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。 ・保育所等における障害児受入数（令和7年度） 151施設 5,544人（年間延べ人数） ・クラブにおける障害児受け入れ数（令和7年度） 101クラブ 299人
		協議会等意見 【評価等に対する意見】	